

船舶事故調査報告書

平成23年1月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 山 本 哲 也
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年11月20日（土） 12時45分ごろ
発生場所	愛媛県今治市福島北東岸 中ノ鼻灯台から真方位074° 1,740m付近 （概位 北緯34° 13.1′ 東経132° 56.3′）
事故調査の経過	平成22年11月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 ゆきひめ、19トン 281-41907愛媛、せと観光ボート有限公司（A社） 17.97m×3.99m×1.53m、FRP ディーゼル機関2基、合計530kW、平成22年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年7月20日 免許証交付日 平成19年2月28日 （平成24年6月2日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（船長）
損傷	右舷船首部に約70cmの亀裂、プロペラ先端に曲損
事故の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、広島県竹原市竹原港で旅客が下船したのち、船首約0.7m、船尾約1.2mの喫水で、船長が、右舷側にある操縦席に座って手動操舵を行い、GPSプロッターを作動させ、今治港に向けて航行した。</p> <p>船長は、愛媛県横島南西端の西方約100m沖に達したとき、福島の東方約200mに向く約182°（真方位、以下同じ。）の針路とし、約19ノットの対地速力で航行した。</p> <p>船長は、数日前から睡眠不足と疲労が蓄積した状態であった上、竹原港出港後、漁船が多かったので避航操船などで緊張していたものの、横島付近からは前方に漁船などがなくなったことで安心して気が緩み、操縦席に座って手動操舵を続けるうち、居眠りに陥った。</p> <p>本船は、船長が居眠りに陥ったことから針路が保持されなくなり、予定針路よりも右に向き、福島北東岸の砂浜（以下「本件砂浜」という。）に向けて航行し、平成22年11月20日12時45分ごろ中ノ鼻灯台から074° 1,740m付近の本件砂浜に乗り揚げた。</p> <p>船長は、直ちに海上保安部に連絡し、本船は、僚船により引き下ろさ</p>

	れ、自力航行して今治港に帰航した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期	
その他の事項	<p>船長は、11月17日から事故前日の19日までは、02時30分ごろ～04時30分ごろまでの間に自己所有の小型船で離島への新聞配送を行い、昼間は事務作業を行っており、1週間に1回程度であるが、A社がチャーター便を運航するときだけに、船長として乗り組んでいた。</p> <p>本船は、事故当日、チャーター便として、船長1人が乗り組み、旅客25人と添乗員1人を乗せて、09時20分ごろに今治港を出港して09時50分ごろ広島県呉市大崎下島御手洗港に入港し、11時30分ごろ同港を出港して12時00分ごろ竹原港に入港したのち、同港で旅客25人と添乗員1人を降ろして今治港に向けて回航した。</p> <p>船長は、ふだんは21時ごろ～02時ごろの間と新聞配送を終えた後の06時ごろ～10時ごろの間に睡眠をとっていたが、事故の2～3日前からA社が新規に運航する定期航路便のことなどが気にかかって眠りが浅くなり、睡眠不足と疲労が蓄積した状態であった上に、事故当日は、06時ごろ～10時ごろの間に睡眠をとることができなかった。</p> <p>本船には、居眠り防止援助装置が設置されていなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、福島北東岸沖を南進中、睡眠不足と疲労が蓄積した状態の船長が、操縦席に座って手動操舵で操船していた際、前方に漁船などがいなくなったことで安心して気が緩み、居眠りに陥ったことから、針路が保持されず、本件砂浜に向けて航行し、本件砂浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、福島北東岸沖を南進中、操縦席に座って手動操舵中の船長が居眠りに陥ったため、針路が保持されず、本件砂浜に向けて航行し、本件砂浜に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	